

**1 当課の主な業務は次のように定義されます。**

- ・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること
- ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関するこ
- ・人権相談、行政相談、法律相談及び住民相談などの各種相談に関するこ
- ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関するこ
- ・条例・規則などの制定改廃に関するこ
- ・情報公開及び個人情報保護制度に関するこ

**2 当課の業務は次の方々のために行われます。**

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、各種相談、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

**3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。**

目 標 名	地域コミュニティの推進	
指 標 名	自治会加入割合	
数値目標	初期値（令和5年度）	74.6%
	現状値（令和6年度）	72.1%
	目標値（令和7年度）	72.7%
	最終目標値（令和11年度）	75.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	持続可能で地域の特徴を活かしたまちづくりを推進します。	

**4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。**

地域コミュニティの安全・安心な地域づくりや地域コミュニティの活性化が期待できます。また、多様な価値観が存在する中で自治会離れを抑制することができます。

**5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。**

自治会活動に対する補助事業や花いっぱい運動等のコミュニティ協議会活動の支援を実施するなどの支援を行いました。

**6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。**

少子高齢化や自治会に対する意識の低下等により自治会の加入率が減少しています。改めて自治会の役割、重要性を周知するとともに、持続可能なコミュニティの形成のため、自治会活動を支援する補助事業等を行います。

**1 当課の主な業務は次のように定義されます。**

- ・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること
- ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること
- ・人権相談、行政相談、法律相談及び住民相談などの各種相談に関すること
- ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること
- ・条例・規則などの制定改廃に関すること
- ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

**2 当課の業務は次の方々のために行われれます。**

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、各種相談、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

**3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。**

目 標 名	災害に強いまちづくり	
指 標 名	自主防災組織の設置行政区数	
数値目標	初期値（令和5年度）	58地区
	現状値（令和6年度）	59地区
	目標値（令和7年度）	61地区
	最終目標値（令和11年度）	68地区
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	地域の実情にあつた自主防災組織を設立及び育成します。	

**4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。**

共助の中心を担う自主防災組織の設立により、地域防災力の強化を図ります。

**5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。**

区長会等の会合や区長来庁時等の機会を捉え、未設置行政区ごとに自主防災組織の必要性・重要性を説明するなどの取り組みを行ってまいりました。区長からは設立に向けた前向きな意見を引き出しても、区の会合等で反対されてしまうこともあります。未設置地域住民全体の防災意識の醸成が課題となっています。

**6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。**

区長会等の会合や区長来庁時等の機会を捉え、未設置行政区の抱える課題に対する助力や自主防災組織の必要性・重要性を説明する機会をつくっていただくななど、未設置行政区への働きかけを一箇所ずつしていくとともに、広報等を活用して自主防災組織の必要性・重要性を広く周知することにより、未設置地域の住民全体に対して防災意識の醸成を図っていきます。

**1 当課の主な業務は次のように定義されます。**

- ・毛呂山町における防災訓練の実施などの災害対策に関すること
- ・自治会活動の支援などのコミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、監査委員の事務に関すること
- ・人権相談、行政相談、法律相談及び住民相談などの各種相談に関すること
- ・町職員の任免、定数管理、給与、研修及び福利厚生に関すること
- ・条例・規則などの制定改廃に関すること
- ・情報公開及び個人情報保護制度に関すること

**2 当課の業務は次の方々のために行われます。**

災害対策、コミュニティ活動の促進、選挙の管理・執行、各種相談、情報公開制度及び個人情報保護制度の事務については、現在毛呂山町に住んでいる町民のために。監査委員の事務、町職員に関する事務、条例・規則の制定改廃に関する事務は、担当各課職員や町民皆さんのために。

**3 当課の掲げる数値目標と、その根拠は次のとおりです。**

目 標 名	住民満足度の向上	
指 標 名	町役場の窓口（行政）サービスに対する満足度	
数値目標	初期値（令和5年度）	53.2%
	現状値（令和6年度）	53.2%
	目標値（令和7年度）	56.6%
	最終目標値（令和11年度）	70.0%
設定根拠	第六次毛呂山町総合振興計画前期基本計画	
事業概要	住民満足度の向上を目指し、窓口サービスにおけるスキルアップを図ります。	

**4 目標達成に向けた取り組みにより、次の効果が期待されます。**

職員の能力・組織力向上により、住民の期待に応える、より良い行政サービスの提供が可能となります。

**5 昨年度の取り組みの反省点は次のとおりでした。**

窓口を含めた住民サービス向上を図るため、住民満足度向上に関する研修会やクレーム対応研修会を開催しました。

**6 当課は掲げた目標達成のために、次の取り組みを行います。**

外部研修だけでなく、自主研修を充実させ、より多くの職員が研修に参加できるよう努めます。